

新規指定及び年度途中で指定された就労継続支援事業所の 基本報酬の取扱いについて

○就労継続支援 A 型事業所

①令和 7 年 4 月に新規指定された場合

初年度（令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月）は、評価点が 80 点以上 105 点未満であるとみなし、基本報酬を算定する。

②令和 6 年度途中（令和 6 年 5 月から令和 7 年 3 月）に新規指定された場合

初年度（令和 6 年度）及び 2 年度目（令和 7 年度）は、評価点が 80 点以上 105 点未満であるとみなし、基本報酬を算定する。

○就労継続支援 B 型事業所

①令和 7 年 4 月に新規指定となり、サービス費（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）（平均工賃月額に応じて評価する報酬体系）を算定する場合

初年度（令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月）は、平均工賃月額が 10,000 円未満であるとみなし、基本報酬を算定する。

②令和 6 年度途中（令和 6 年 5 月から令和 7 年 3 月）に新規指定となり、サービス費（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）（平均工賃月額に応じて評価する報酬体系）を算定する場合

初年度（令和 6 年度）及び 2 年度目（令和 7 年度）は、平均工賃月額が 10,000 円未満であるとみなし、基本報酬を算定する。

※ただし、支援の提供を開始してから 6 月経過した月から当該年度の 3 月までの間は、支援の提供を開始してからの 6 月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。